



2024年7月31日

北興化学工業株式会社

お知らせ

(有機農産物の生産にカスガマイシンが使えるようになりました)

有機農産物の日本農林規格（JAS）改正に伴い、当社のカスガマイシンが有機農産物の病害対策剤として使用できるようになりましたので、お知らせいたします。

カスガマイシンは奈良県の春日大社境内の土壤中より分離された放線菌（*Streptomyces kasugaensis*）が生産する天然物質で、1966年(昭和41年)1月17日にホクコーカスミン液剤として農薬登録されました。

長い年月にわたってご愛顧を賜り、今また、作付け増加が期待されている有機農業場面においてもご使用いただけるようになりましたこと、皆様のおかげと深謝申し上げます。

様々な場面で、農業振興に寄与できるよう注力して参りますので、なお一層のカスガマイシン剤のお引き立てを、よろしくごお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1. 改正の施行日 | 2024年7月31日 |
| 2. 改正の内容 | 日本農林規格(JAS)の使用禁止資材から除外される農薬(表B.1)に追加 |
| 3. 対象農薬 | ホクコーカスミン液剤(登録番号 7290) |
| | カスミンボルドー(登録番号 14625) ※1 |
| | カスミン粒剤(登録番号 15423) |
| | 銅シン水剤(登録番号 15744) ※1、※2 |

※1 有効成分として表B.1の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに該当。

※2 三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社登録。

【お問い合わせ先】

北興化学工業株式会社 営業部

電話 03-3279-5161

以上

[補足]

有機農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産することを原則としています。

農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによっては有害動植物を効果的に防除することができないときは、表 B.1 の農薬に限り使用してよいとされています。

カスガマイシン剤を有機農産物の生産に使用する際は、農薬の使用基準を遵守してください。